

00267

鳥取県公報

本報ノ大半サハ國定規格A五判

昭和二十七年五月七日
外水曜日

目次
◇告示 鳥取都市計画鳥取火災復興土地区劃整理を
都市計画事業として県において施行すべき
建設大臣の命令

告示

鳥取県告示第二百四十一号

昭和二十七年五月二日建設省鳥都第十六号で鳥取都市計
画鳥取火災復興土地区劃整理を都市計画事業として、鳥
取県において施行し、昭和二十八年年度までに完了すべき
ことを建設大臣から命ぜられた。

昭和二十七年五月七日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ当ル)
火金 曜日發行(時ハ翌日)

昭和二十七年五月七日 外百

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

鳥取県公報

本書ノ大ヤサハ國定規格A五判

昭和二十七年五月七日
外 水曜日

目次
◇告示 鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理設計書及び施行規程の縦覧について

告示

鳥取県告示第二百四十二号

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理設計書及び施行規程を次のように定め昭和二十七年五月十日から昭和二十七年五月十九日まで鳥取県庁に備えおいて毎日九時から十六時まで縦覧に供する。

昭和二十七年五月七日

鳥取県知事 西尾 愛治

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理設計書

一、整理施行地の現況

(1) 地 勢

昭和二十七年四月十七日の火災を受けた平坦市街地の大部であつて中央部を南北に袋川が貫流してゐる。

(2) 交 通

交通機關としては国鉄山陰線鳥取駅及び同駅を中心として鳥取駅吉岡村線、鳥取駅賀露町線、鳥取駅倉吉町線、鳥取駅浜坂線、鳥取駅中原線、鳥取駅若桜町線、鳥取駅智頭町線、鳥取駅松上線、鳥取駅網代線、鳥取駅岩井町線、鳥取駅高露村線、鳥取駅長谷行線、鳥取駅西郷線、鳥取岡山線、鳥取駅姫路線のバス路線がある。

主要道路としては国道二〇号線、県道鳥取停車場線、鳥取広島線、鳥取岡山線、浜坂鳥取停車場線、鳥取賀

露線、中ノ郷鳥取停車場線がある。

（四）用途

一部農耕地を含んでいるが、概して市街宅地である。

二、工事施行の目的

火災の復興に当つて都市再建に遺憾のないようにしようとするものである。

三、工事その他の事業の計画説明

地区内街路、水路、公園の廃置、河川水路の整備、上

下水道の移設、支障物件の移転、除却、防火施設の整備等を施行し小学校その他公共の用に供する土地を保留する。

四、主要工事の仕様

街路構造令による外、鳥取県土木工事設計標準に準拠し、各工事の設計書及び仕様書によつて施行する。

五、整理前後における土地の筆数地積の地目別合計対照表

地目	地		差引増	積		整理前	整理後	差引増	差引減
	坪	%		坪	%				
田	五、四九〇	九、五	1	五、四九〇	三三	1	1	1	四三三
畑	六、三〇五	九三、三	1	六、三〇五	八九	1	1	1	八九
宅地	二六、三九〇	九八、八	1	五、六〇三	三六	1	1	1	一、五九四
礦泉地	二六、五〇	1	1	二六、五〇	1	1	1	1	1
原野	一〇八、〇〇	1	1	一〇八、〇〇	八	1	1	1	八
雑種地	一、五九〇	〇、三	1	一、五九〇	三	1	1	1	三
有									

地目	地		差引増	積		整理前	整理後	差引増	差引減
	坪	%		坪	%				
小計	三三、九八五	二	1	三三、九八五	一	1	1	1	一
學校敷地	一〇、四〇〇	一、九	1	一〇、四〇〇	四	1	1	1	五
第病院敷地	三、四〇〇	1	1	三、四〇〇	一	1	1	1	一
寺院境内	五、七〇〇	一、七	1	五、七〇〇	三	1	1	1	二
墓地	一七、〇〇〇	三三	1	一七、〇〇〇	三	1	1	1	二
公園	三、四〇〇	三	1	三、四〇〇	八	1	1	1	二
小計	三三、四〇〇	三	1	三三、四〇〇	一〇	1	1	1	二
計	四七、三六六	1	1	四七、三六六	七	1	1	1	一
道路	六、一一一	三三	1	六、一一一	一	1	1	1	一
水路	五、〇二〇	七	1	五、〇二〇	一	1	1	1	一
計	一一、一三一	1	1	一一、一三一	二	1	1	1	二
郵便局	一、九〇七	〇、四	1	一、九〇七	〇	1	1	1	三
大蔵省	二、五一一	〇、五	1	二、五一一	〇	1	1	1	三
農林省	三、一三〇	〇、六	1	三、一三〇	〇	1	1	1	三
法務省	九、四七〇	〇、二	1	九、四七〇	〇	1	1	1	三

地産	小計	八四六、八〇	八四六、八〇						
計	計	一三六〇、三							
合計	計	五三〇、九九〇八							
測量増	計	九四七、九三							
総計	計	五四〇、四〇〇〇							

六、整理施行によつて得べき利益

現在殆んど市街地であるが、整理施行後は街路の整備、区画割の適当な宅地となるので、土地所有者の利益は土地の減歩を負担してもなお利益があり且つ交通、衛生、防災等についての公共的利益は甚大である。

七、整理施行地及びこれに隣接する土地水面の現形図 (省略)

八、整理予定図 (省略)

九、工事着手及び完了の予定時期

着手 設計認可後直ちに着手する
完了 昭和二十九年三月末日

十、工事費その他一切の費用の予算

一金 四六九、九〇〇、〇〇〇円 総事業費

内 訳

一、鳥取市火災復興事業費年度割

費目	総事業費		備考
	昭和二十七年	昭和二十八年	
鳥取市火災復興事業費	四六九、九〇〇	二六、三三〇	四五%
区劃整理事業費	三七八、四九三	一六、三三〇	四五%
連絡街路事業費	二七、三三八	一、三三〇	
舗装復旧事業費	六三、九〇〇	三〇、〇〇〇	
計	五三〇、四〇〇	五四〇、四〇〇	

二、鳥取市火災復興事業費内訳

区分	事業量	事業費	摘要
区劃整理事業費		三七八、四三	
測量費	五三三、〇〇〇坪	九、五七七	
換地精算費	五三三、〇〇〇	一八、六三〇	
清掃費	一〇三、〇〇〇	五、五八〇	焼失面積 四、〇〇〇の公共用地 (二十五%)
移転補償費	七五戸	五九、三六七	
家屋移転費	三三〇本	一六、八七五	
電柱	四、三〇〇基	一、四四〇	
墓地	一、二〇〇基	一六、三五四	
地下埋設物移設費		二四八、八	上下水道 瓦斯、電線移設
街路費		二四〇、八三三	
幹線街路築造費	八、一三三	一七、八五五	
補助線街路築造費	一三〇、三三	六三、三〇〇	
橋梁築造費	一、三八〇	五、七七八	
計	二、〇三三		

費目	事業量	事業費	備考
河川水路費	二、三五	二、三四	
公共空地費	一、九六坪	一三、七六	
墓地造成費	六、〇〇坪	六、〇〇〇	
防火施設整備費	四〇屯	六、〇〇〇	
連絡幹線街路事業費	二〇ヶ所	二七、三三八	
舗装復旧事業費	四、六〇〇	六三、九〇〇	
計		四六九、九〇〇	

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理施行規程

第一條 建設大臣の命令により都市計画事業として鳥取県において施行する鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理について都市計画法施行令第十七條の規定による費用負担方法及び耕地整理法に基く規約に代るべき必要事項はこの規程の定めるところによる。
第二條 この地区は鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理地区とす。

第三條 従前の土地各筆の地積は、昭和二十七年四月十七日現在の土地台帳地積（国有地については国有財産台帳地積台帳がないときは実測地積以下同じ。）による。ただし同日経過後分筆又は合筆をした土地については同日現在における分筆又は合筆前の土地台帳の地積をもつて土地台帳の地積と見做す。

2 前項の日経過後あらたに登録した土地についてはその地積による。

第四條 従前の土地及び整理後の土地各筆の等位及び評定価格は、その位置、区画、形質、地積、用途、固定資産税による評価額、周囲の状況等を考慮して知事が定める。ただし耕地整理法第四十三條第一項第一号乃至第七号の土地には評定価格を附さないことができる。

第五條 知事は、第十四條の規定に準じ従前の土地に対する換地予定地を指定することができる。この場合において従前の土地が登記した賃借権、地上権、永小作権、又は質権の目的であるものであるときは、その権利の目的である土地の部分の部分を指定する。

2 換地予定地を指定したとき、またはその指定を変更若しくは更正したときは、土地所有者に通知する。

第六條 知事は、必要があると認めるときは、耕地整理法第三十條第一項第二項の規定による処分告示の日まで地区内の土地を使用し又は他の者に使用せしめることができる。この場合においては通常生ずる損害は補償する。

第七條 第五條第二項の規定による通知を受けた者は、その換地予定地を使用収益の目的に供することができる。この場合においては従前の土地は、使用することはできない。ただし換地予定地に移転又は除却を要するものある場合、または特別の事由により使用することができないときは、別にその使用開始日を通知する。

第八條 第五條の規定により、換地予定地を指定したときは第十五條の規定に準じ仮精算を行うことができる。

第九條 従前の土地に存する物件を移転除却又は破毀する必要があるときは、知事は物件所有者と左記事項を協議して決定する。

一 物件の移転、除却、又は破毀すべき期限
二 損害補償金額

第十條 前條の協議が不調又は不能のとき若しくは前條第一号の期限内に移転、除却又は、破毀を行わないときは知事は移転除、除却又は破毀を行うことができる。この場合には、知事は執行の期日を定め、物件の所有者及び占有者に通知する。

2 前項の場合の損害補償金額は、知事が決定する。

第十一條 耕地整理法第十八條第二項及び第二十一條第二項の規定によつて損害の補償の請求があつたとき補償金額は、知事が決定する。

2 前項の補償金は、賃貸人又は土地所有者に対して求償する。

第十二條 知事は必要あるときは、第九條の規定による損害補償金を前渡しすることができる。

第十三條 換地処分は、知事の適当と認める時期に行う。

第十四條 換地は従前の土地の位置、地目、地積、等位、評定価格、利用状況等を標準として交付する。

2 従前の土地の地積僅少であつて整理後建築敷地とするに不相当と認めるもの、及び土地所有者の承諾を得たものは、換地を交付しないで金銭をもつて清算することができる。

第十五條 換地の清算について、徴収又は交付すべき清算金額は従前の土地の評定価格と換地の評定価格との差額とする。

第十六條 この事業の施行に要する費用は国庫補助金、鳥取市負担金及び本県において負担するものを除く外予算の定むる所により従前の土地の評定価格を標準とし分賦する。

2 知事は、替費地を設定してこれを処分し前項の費用に充てることができる。

第十七條 第八條の仮徴収金第十五條の徴収金納付の期限及び場所は知事が別に定め、納付期日の二十日前に關係者に通知する。

2 前項の徴収金を期限までに納付しないときは、鳥取県税賦課徴収條例を準用する。

第十八條 土地所有者及び関係人で鳥取市又は隣接町村に住所又は、居所を有しない者は、整理施行に關する通知又は書類の送付を受けるため、鳥取市内若しくは隣接町村に代理人を選定して、予め知事に届け出なければならぬ。代理人を変更したときもまた同様である。

2 前項の届出をなさないために生じた損害については異議を述べることができない。

第十九條 この規程施行後において土地、建物若しくは工作物に關する権利について異動を生じたとき又は清算金に關する権利を譲渡したときは、当事者双方連署して遅滞なく知事にその旨を届け出なければならない。この場合において連署を得ることができないときは、その理由を記載した書面を添付しなければならない。

2 前項の届け出をしないために生じた損害については異議を述べることができない。

第二十條 整理施行地について権利を有する者が、土地台帳法の規定により土地の異動に關し登記所に提出す

る書類は、知事の承認を得なければならない。
第二十一條 この事業の會計年度は、鳥取県の例による。
第二十二條 この規程の施行に關して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規程は、都市計画法施行令第十七條の規定による鳥取県知事の認可のあつた日から施行する。

昭和二十七年五月七日印刷
昭和二十七年五月七日發行

鳥 取 縣 公 報

(昭和四年四月十日)
第三種郵便物認可

發 行 所

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣
鳥取縣
鳥取縣